

第二十八回
参議院建設委員会會議録第八号

昭和三十三年二月二十八日(金曜日)
午後一時三十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹下 豊次君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿藏君
西田 信一君
田中 一君

委員 中野 文門君
内村 清次君
坂本 昭君
戸叶 武君
村上 義一君

國務大臣 建設大臣 根本龍太郎君

政府委員 建設省河川局長 山本 三郎君

事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員 建設省河川局長 關盛 古雄君
建設省河川局長 國宗 正義君
建設省河川局長 川村 満雄君
建設省河川局長 局治水課長

本日の會議に付した案件

○水防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹下豊次君) ただいまより

建設委員会を開会いたします。
水防法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のあり方は順次御発言を願います。

建設大臣が予算委員会に今、出席中だそうであります。それから衆議院の本會議に出席して、その終了後当委員會に出席したいから、こういう申し入れがありまして、本會議が何時に終了するのか、まだはっきりしておりませんけれども、委員部の方から、なるべく早くこちらの方に来てもうようように交渉させております。まず、大臣見えておりませんので、局長の方に御質疑を願うたらいかがかと思っております。局長は河川局長、それから河川局の次長と水政課長でございます。

○石井桂君 今回の水防法の改正をしなければならぬ点をわかりやすく一つ説明して下さい。

○政府委員(山本三郎君) 水防につきましても、その法律といたしましては水防法と水害予防組合法と二つございまして、それによりまして水防管理団体の組織であるとか、あるいは水防活動等を規制しております。それで水防をやる責任者と申しますか、管理団体といたしましては、水害予防組合と市町村と市町村の事務組合と、水防をやります形態が三つございまして、水害予防組合につきましても、水害予防組合法で規定いたしております。

それから、水防法におきましては、水害予防組合をも含めて先ほど申し上げました市町村並びに市町村組合が水防

組織を作る場合あるいは水防活動を行う場合の方法を規定しておるわけでございまして、そういうわけでございまして、全国には水防管理団体が三千四百ばかりございまして、水防を行なっておるわけでございまして、今回水防法を改正したいという理由の最も大きなものといましては、水害予防組合が、先ほど三千四百と申し上げました水防管理団体の中に全国では二百五十個所ばかり水害予防組合がございまして、その水害予防組合は非常に古くから設立されておるものもござい運用のうまくいっておるものもござい

な形でございます。実情に、法律に即した運営ができていない、という点がございまして、事務組合というように形に移行すれば、それが、選挙は間接選挙にできるし、組合費の負担にいたしまして、市町村が出すことができる、ということに相なるわけでございまして、ぜひ一つ事務組合のような形のものに移行したい、という要望が非常に強いのでございまして、そういう点が一番大きな点でございます。

それからもう一つは、従来の水防法におきましては、もちろん市町村も水害の水防を行う責任を持っておりますけれども、水害予防組合がまあ当初に掲げてございまして、市町村が一般的に水防責任を負うということが条文上よく読めばわかるのでございまして、よく読めばわかるのでござい

たという状況が現われて参ったわけでございまして、具体的に困つてきた例をいたしましては、組合の議会の議員さんを選挙するの、組合員の全部が選挙権を持つておつて、議員さんを改選する場合に非常に費用もかかるし、手間もかかる、何とかその方法を簡略にする方法を考へてくれないかという申し出が強くございまして、それからもう一つは、水害予防組合法によりまして水害予防組合だと、経費の負担は組合員が持つことに相なつておるわけでございまして、事実上は、組合員がみずから出しておる金は非常に少く、大阪市であるとか、大きな市が寄付金の形で経費を出しておる、こういうふう

を明らかにするに「市町村、水防事務組合、水害予防組合」のような順序に書きかえたらどうかというふうな点。それからまた、先ほど申し上げました、市町村が単独で水防をやつておつたのでは、一つの堤防がなくなつておるのに町村が幾つもあると、一つの市町村が一生懸命やつても、隣の市町村が一生懸命やらない場合は水害を受けてしまふ、というような場合が起るわけでございまして、当然水防事務組合というのを作りまして、市町村が一緒にやるといふのがいいわけでござい

ますが、これは必要に応じて作るよいうなことになるのでございまして、今度の法律では、そういう

それから、指定水防管理団体には水防協議会という諮問機関がござい

ますが、これが、市町村の区域も最近大きくなって参りましたし、また、水防事務組合を作ろうというふうな場合には区域が非常に広くなりますので、協議会の定員をこの際少しふやしてくれ

と、以上が水防法を改正していただくおもしろい理由でございます。

○石井桂君 もう一つ、水害予防組合と事務組合の……、いろいろな言葉が出てきますね。私ちょっとわからないので、簡単に説明して下さい。

○説明員(關盛古雄君) ただいま石井先生の御質問にございまして水害予防組合と申しますのは、水防法による水防管理団体の一つでございますが、この水害予防組合といふのは、水害予防組合法によりまして設立せられております団体でございまして、それから同じく、市町村の組合——市町村組合と申しておりますのは、水防法には市町

うようなところはぜひ一つ共同にやるようにしたいということにしており

村組合と申しておりますが、本法——今度の水防法の一部改正におきまして水防事務組合といっておりますのも同様でございます。これは、いわゆる地方公共団体——市町村が、水防という一つの事務を数個の市町村が共同処理するためにでき上っております地方公共団体のことを言うわけでございします。

○石井桂君 大体今の御説明でわかりましたが、水害予防組合は水害予防組合法による組合でありまして、ということでありまして、その説明だけでは私にはわからないんです。どういふ差があるのか、ちょっと今の説明でわからないんですが。

○説明員(關盛吉雄君) 水害予防組合と申しますのは、水害予防組合法によつて設立されております団体でございますが、この法律にありますが、この団体の、堤防水閘門等ノ保護ニ依ル水害防禦ニ關スル事業ニシテ特別ノ事情ニ依リ地方公共団体ノ事業ト為スコトヲ得サルモノアル場合ニ於テハ水害予防組合ヲ設立スル、こういうことになっております。ただいま全国に水害予防組合法によつて設立されておる水害予防組合というものが二百五十設立せられておる、こういうことになっております。ひとしく水防活動を含む団体でございます。

○内村清次君 この水害予防組合の法律の中にも経費の問題ですね、これは国家予算として一般会計から幾らと、地方公共団体から幾らと、そして組合自体はどういう経費を出しておるか、この関連性を一つ御説明願いたいと思ひます。

○説明員(關盛吉雄君) 水害予防組合につきましては、水害予防組合法の

第四十七条におきまして、組合はその必要な費用その他法律政令により組合の負担に属する費用は組合が負担する、ということを含めております。従つて水害予防組合におきましては、その組合の活動に必要な経費は組合が組合員の負担によつて支弁をする、こういうことになっておるのでございします。水害予防組合がしからば水防活動をやつておる、たとえば水防倉庫を設けたいしまたり、あるいは水防上必要な無線機を設置する、こういうようなことに対しては、国は毎年度予算におきまして水防施設費の補助をいたしております。

○内村清次君 そうすると、組合自体の自主性によつて経費の大半は償つていく、しかし、そうやつた施設物の費用については、国がその一部負担をして、公共団体を通じてこれは配付しますか。

もう一つは、この寄付というものはどうでございしますか。

○政府委員(山本三郎君) 今の水害予防組合は、それに要する費用は、組合員の負担ということに相なつております。けれども、水防に要する施設につきましては、水防法によりまして補助をいたすわけでございしますが、その際は都道府県知事が補助をいたしまして、その半額を国が補助するという建設的な補助に相なつておるわけでございします。ですから、それでどのくらいの補助額が出ておるかということでございますが、毎年々々この水防管理団体——市町村、市町村組合、水害予防組合の全部では約十四億ぐらいの費用を使つておるのでございします。それに

対して国が三十二年度は四千五百万の補助金を出しております。その内容は水防倉庫、それから無線機の施設について補助を出しております。三十三年度もそういうものに対して補助を出すつもりでございします。前には、水防倉庫の中に入れておる機材とか、くだとか、そういう資材につきましても予備金で補助を出したことがございします。そういうような形になっております。

○内村清次君 寄付の問題……。

○政府委員(山本三郎君) それから、水害予防組合におきましては、組合員が負担金を出しまして経費をまかなうわけでございしますけれども、大阪あたりの水害予防組合の例によりますと、組合員の負担の経費も出ておりますけれども、ほとんどは大阪市あたりが寄付金の形で出しておるというような形でございます。

○内村清次君 わかりました。

○石井桂君 水害予防組合で、地方公共団体ですかの事業とすることを得ざる場合、というのはどういふ場合ですか。大阪が例になつていふようにすけれども、どういふ場合がこれに当りますか。

○説明員(關盛吉雄君) これは実は、水害予防組合の条文についてのお尋ねでございますが、この水害予防組合法といふのは、要するに明治四十一年に水利組合法という法律がございまして、その水利組合法に基づきまして設立されておりました普通の水利組合なり、それからまた水害予防組合といふこの二つの種類の組合があつたのでございします。で、その水害予防組合はやはり大

きな意味における灌漑排水事業をやりましたり、また土地改良区のようなところでそういう事業をやつておるところもありましたり、またここに書いてありますように、水門とか、あるいは堤防とか、そういうような地先のいわゆる施設を水害から守る、こういうふうな事業を主目的としてやつておるのでございます。地方公共団体の直接の仕事といふことにするよりは、かつてこの地域住民が作り出した自主的な団体としてつた場合が適當であらう、こういうふうな歴史的な沿革を持つておるものが本法によつて設立されておつたものをいうわけでございします。従つてこれは、この団体はこの水害予防組合法にございしますように、知事の設立によつてできておる、こういうふうな形のものでございします。

○石井桂君 今の御説明でよくわからないのだけれども、特別ノ事情ニ依リ地方公共団体ノ事業ト為スコトヲ得サルモノアル場合、は何ですかという質問だつたんですが、どうですか。

○説明員(關盛吉雄君) 水害予防組合法一条の趣旨につきまして、ただいま次長から御説明がございしましたが、特別ノ事情ニ依リ地方公共団体ノ事業ト為スコトヲ得サルと申しますのは、一つには、市町村の区域を越える広い範囲に事業を行ななければならぬ場合が一つございまして、その場合には、一個の地方公共団体の事業となすことを得ない場合の一つでございします。他の一つは、地方公共団体内部の場合である場合と、越える場合と、両方におきまして特定の個人、すなわち農地等を持つておる人、あるいは家屋等を持つておる人だけの利益を守ること

が顯著でございまして、直ちに普通地方公共団体の事業とすることは適當でないというのが、第二の場合でございします。

○石井桂君 ただいまの前の方の場合は、水防法による水防事務組合でもいわけですか、そうするかと。

○説明員(關盛吉雄君) 今のお尋ねの場合は、最終の目的においては、お尋ねの事務組合といふと、一応市町村の事務になり、かつ市町村がその事務の一部処理するといふ形態をとる実質の場合ではやはり個人が広い範囲でやる場合でございしますから、個人が集まつてこのような公共的な組合を作るといふ形式と実質において異にすると考えるわけでございします。

○石井桂君 ややわかつたような気がするが……。

○村上義一君 ちょっと一言お伺したいのですが、この水防事務組合は右岸とか左岸とか、利害を共通にする市町村が一つになるという説明を伺ったのですが、これは強制力は全然これにないやうですね。従つて、たとえば十カ市町村が共通の利害がある、ところがそのうちの一市町村が意見を異にした場合、つまり組合に加入しないという場合、これはどういふことになり

ますか。

○政府委員(山本三郎君) その点は、法律の第三条の二をごらんいただきますと、「水防事務組合の設立」というのがございまして、一定の状況によりまして、市町村が単独で、前条の責任というものは水防を十分に果たすべき責任でございまして、前条の責任を果すことが

著しく困難な場合、または不適当であると認められる場合におきましては、関係市町村は共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならぬという趣意にありまして、今回の場合は、たとえば一つの川で一つの堤防が切れるというような場合には、自分のところだけ守ったのでは、よそのところが切れたのでは十分に責任が果せないというような場合には、一つ共同して作りなさいということにしておるわけでございます。

○村上義一君 法律の精神がそこにあると、御説明の通りだと思ふのですが、しかしその法の精神に反して自分のところの町なら町、村なら村は共同してやる必要を認めない、ここに書いてあります前条の責任を自分のところだけで果し得るのだという見解をとって、その組合に加入することを拒否するといふ町村が一つある場合ですね、それはどういふふうにせられる……、これはやむを得ないというお考えですか。

○説明員(關盛吉雄君) ただいまの御質問は、水防法の一部改正法律案の第三條の二の「水防事務組合の設立」の場合において、「水防事務組合を設けなければならぬ」としておることの法律的な意義はどうか、こういう御質問でございますが、ここに列挙いたしておりますような諸条件が認められます場合にしましては、水防事務組合は設けなければならぬという義務規定を設けたいしたのでございます。さような、単独では果すことができないといういわゆる認定の問題はだれが行うかという問題でございますが、これは関係市町村がまず行うというのが原則

でございます。しかし、関係市町村が、客観的な事実がそうあるにかかわらず、そういうことをしないという場合においてはどうかというところでございまして、これは地方自治法の第二百四十六條の二の規定によりまして、事務の違法、不当処理に対する内閣総理大臣の監督権、こういうふうな事項がございまして、客観的にどうしてもそれは作らなければならぬという場合における処置をいたしまして考えられる道は、その義務というものがもうだれが見ても客観的に、これは事務組合は設けなければならぬ、こういうことを認める場合におきましては、それを命令するといふ道もある、こういうことでございまして。しかし建前は、関係市町村がさような事実があったということを確認することが建前になっております。

○石井桂君 今度の改正によって、私が次に述べるようなことは防げるかどうかといふことを御質問するのですが、まあその堤防がまさに決壊しようとするときですね、兩岸に水防組合があるだろうと思ふのです、こち側と向う側と。ところが、向うの堤を切つてくると、こちの村が安全だといふので、向うの堤を切るといふことが想像できるのですが、実際に最近じやないのですが、四、五年前に關東のあの大水害のときにあったのです。そういうようなことの調整もできますか。実際問題として向うの堤を切つてしまえばこちが安全だといふので切ろうとするような不穏な形勢があつて、非常にもめたのが実際にあるといふ、そういうような調整は何でやるんですか、水防法でやるんですか、もっと上

の方の建設大臣がやるのですか。○政府委員(山本三郎君) ただいまの問題は、水防法ではできない問題でございまして、これは河川法によりまして、たとえば河川管理者である東京都知事から申し出があつた場合には、主務大臣が河川法によりまして監督権を發動するということに相なるわけでございます。

○石井桂君 そういう場合は、そんな気の長いことを言っていると、堤を切られちゃいますよ。東京都知事が建設大臣に伺つてやるわけですが、そういうような手続をとっているひまがないような場合だと思ふ。実際にもう一番上の堤防の上から水がちょろちょろ流れて、下の方の堤から、あれは何といふのですか、遊水といふのですか、どんどん出て、俵を洗つているといふような状態、そういう場合にそちの方のまさに破壊しようとしている、堤防を切つた方が早いじゃないかといふことで、反対の方の側が騒いでいるようなそういう場合には、一々建設大臣まで伺つて、現場を見てやるのですか、何かその緊急なものに対して、水防法があつてもそれは使わないで、一般の治安の法律でやるのだといふことになる、肝心なことが役に立たないように思ふのだけれども、どうなんですか。

○説明員(關盛吉雄君) 今お尋ねの問題は非常にむずかしいことで、かつ重大な問題でございまして、これは水防法にはもとよりその規定はございませぬし、河川法にももとより明文の規定を持っていないわけではございませぬが、そもそもやはり河川管理の目的は洪水の害を除去し、それを守ることに目的を有しておるわけでありまして、

小なる利益といへどもこれまた守るべき河川法の任務でありまして、大なるものを守るために小なるものを直ちに侵害できるということは、簡単に言えないのではないかと存じます。しかし緊急避難の理論は法律にはあるわけではありませぬけれども、援用するといつたしましても、堤防を切ることによつて、害を受けるところの容易ならぬことを考えますならば、直ちにそれをもつて他の大なる公益を守ることは、通常の場合直ちに許されるかどうかといふことは、非常にむずかしい問題だと思ひます。

○石井桂君 非常にむずかしい言葉で説明してくれただんでわかりにくかつたのですが、結局するところはどつちを破つても住民に被害を与えるから見ておろう、こういうわけで見送つちまう、こういうわけですか。

○説明員(關盛吉雄君) そのときに措置がないと申し上げたのではなくて、措置をいたしますについては非常にむずかしい問題がございまして、右の答えか、左の答えか、直ちに申し上げられない、こういう趣旨を申し上げたのであります。

○石井桂君 それならば、そういう水防法で一番重要なことに当るようにも思ふのだけれども、水防法というものにそういうものを規定する必要はないのですか、水防法に入れるにはあまり大きな事項だと、こうおっしゃるわけですか、どつちなんですか。

○田中一君 関連。火災その他の場合には、破壊消防といふものがあるのです。破壊消防といふものは、これは消防の目的のために破壊するということなんです。しかしこれはむろん詳細知りませんが、その受けた損害に対する補償といふものがどこかでなされているのかないのか知りませんけれども、破壊消防行為といふやつがあれども、それはその場合、補償の問題が一つ問題になると思ふのだが、それが補償されていなければならぬ。私はその方の専門じゃないからからぬけれども、ただ戦争中の疎開工事などといふものは、一応微少ながら補償したように記憶しているのです。そういう点は河川の場合には、この水防法にはまあ規定が何もないから、受ける川そのものが所有物権じゃないから、これは国のものであつて民族のものなんです。そういう意味で壊されたい、あり得ないといふことが前提に立たなければならぬと思ふのです。あり得ることなら、その行為が許されるものなら、これはもう秩序といふものは全部破壊されることになるのです。

○西田信一君 関連……。○委員長(竹下登次君) あまり関連が多くなると答えがしにくくなるのじゃないかと思ひますので、一つずつ片づけていったらいかですか……。それじゃ西田君どうぞ。

○西田信一君 明確になると思ひますからその意味でお尋ねもし、それからまたいろいろ関連質問が出ておりますが、私はこう聞いておつたのです。石

○政府委員(山本三郎君) 的確なお答えかどうかわかりませんが、水門等によりまして可動的に動かすことができるようになっておる水門を開いていたために、上流が助かるというようなことは考えられると思いますが、固定的の堤防等を切つて、しかもそこに被害が生ずることがわかつておりながら、小さいからといって切るといふようなことは、ちょっと私どもとしては考えられないと思います。東京都でこの前起りました問題は、ちょっと今の場合とは違う問題でございまして、利根川がはんらんいたしましたして、埼玉県と東

○西田信一君 先ほどの村上先生の御質問に関連してもう少しこれを立ち入ってお聞きしたいと思いますが、この第三条の二によりまして、その責任を果すことが非常に困難であるという認定は、それぞれその関係の市町村がやるのだと、こういう御答弁でございました。それでその認定を、関係市町村というのはおのずから地域によってきまると思いますが、認定がおのおの違う場合が出てくると思うのですね。そういう場合に一方ではその必要がありと認め、一方ではその必要がないと認めるということが起り得ると思うのですが、そういうことが起きた場合には、だれが最終的な認定をするのかというのことを、まずお聞きしたいのです。

○西田信一君　その違法であるということに立っての何といえますかね、その指令、指示ができるということでございますが、しかし違法であるかどうかということは、その認定という事実、認定そのものが先に立つわけですね。だからしてその認め方が、必要であると認める場合と認めない場合とがあつて、それが最終的に、この法律でもってきめられておらぬ場合に、違法であるということが言えるかどうか。自分はこの村ではその必要がないと認める、それが一つの村ではこれは必要があると認める、そういう場合に違法であるといつてそれが押しつけられるかどうかという点、その点いかがですか。

○説明員(國宗正義君)　先ほど違法で

ており、そしてそれがやはり公益を害しているというふうな場合にも是正の措置を命ぜられるものと考えられます。

○西田僧一君　その点はどうも私まだ、今の地方自治法の精神がそこまで及ぶかどうかということについてはまだ私とはつきりいたしません、この場合は市町村本来の事務等に対する地方自治法の精神だと思いますが、この場合はもしそういう地方自治法を適用するというふうな考え方があるならば、むしろこの法律に何かそれに類した表現といえますか、それをしておくことが適當ではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○説明員（國宗正義君）　河川法等の国の事務を府県知事等の国の機関に委任

えないでしようが、大体どの程度こういうものが必要だというような考え方を持っておられるのか、その点いかがでしょう。

○政府委員(山本三郎君) お話のように、よくその組合、あるいは市町村の状況を調べ、川などの状況を勘案いたしませぬと的確なことは申し上げられませんが、私どもが県と共同いたしました調査した結果によりますと、約二百ぐらいは事務組合を作るべきである。それから御参考まででございますが、水害予防組合から事務組合に移行するものが今のところは十は確実に考えられるというふうなことになると思います。

○坂本昭君 今非常に論議せられた点

は、水防法の具体的な実施に當つて地区住民のきわめて政府的な問題がずいぶん論ぜられてゐると思ふのです。先ほど局長の説明によりますと、今度の改正の主眼点は、特にこの水防事務組合の議員選挙の簡素化にある、そういうふうな説明がありました。従いましてこの議会の議員の構成といふことは、これはふだんから水防の計画、あるいはまた実施に當つてきわめて重大である、そういうふうな考えます。簡素化といふことは非常にけつこうなものであります。しかし、今度行われる簡素化といふものが、合理的な簡素化であればいいのですが、この内容を見ますと、市町村長が推薦した者とうちから選挙することができるといふことが規定されておりました。先ほどの議論の対象になつたように、地区住民の生活にきわめて密接な関係があるので、合理的に、かつ、それぞれ地区住民の意思を代表したところの民主的な選挙の方法がとられればいいのですが、推薦した者のうちからといふことは、これはどうもいろいろと根拠を残すおそれがあるのではないかと。特にこの推薦する場合の条件として、学識経験があり、かつ、熱意があるといふようなことも市町村長の推薦の理由の中に入つてくると思ひますが、具体的にこれについてどういふ考えを持っておられるか、御説明をお願い。

おける条文を自治法は持つてゐるのでございます。そうしてその重要な事項である本法の三条の四に該当する組合議会の組織及び議員の選挙方法といふことを組合規約に自治法は委任をいたしてあるわけでございます。そこで今回の改正法律案では、その事務組合の議員につきましても、組合規約を作る場合においては、まず当該市町村の議員の被選挙権を有する者で水防に関する長年の経験のある造詣の深い人であつて、しかも熱心な人を一つ選ぶようにしてもらいたい、そういう人の中から選挙するといふ、つまり議会の組織並びに議員の選挙の方法についての準則を法律で規定したのでございます。学識経験と申しますと、いろいろな場合に各種の法令にも若干の例がござりますが、要するに水防のこの仕事は特に公益性を持つてゐる仕事であつて、しかもこの場合において市町村長が推薦をするといふ制度を採用することにきめましたのも、この当該の数市町村にわたる水防上の利害の調整をする必要があり、全体の立場からなめて水防計画なり、あるいはまた組合の経費の分担なりその他を検討する必要があるといふ場面も相当多く考えられる。ことに地域が非常に広くなつてゐるから、市町村長がそういう水防の事務組合の議員の選挙について、若干の水防計画上の熱心な人をあげられるのに意見をもつて議会で相談をする、こういう立て方の方が従来の水防事務の生きた経験を生かしてもらう立場から適切じゃないだろうか、こういう考え方で、水防管理団体等の意見もこういう方向で熱心に御意見が出ましたので、案を作りまして提案を

たと、こういうわけでございます。○坂本昭君 なるほど数市町村にわたりますから、それぞれの市町村長が若干それに関係を持つて推薦をするといふその趣意はわからぬこともないのです。特にその推薦した者の中から選挙される議員の数に対しては全体の二分の一をこえてはならないといふふうに規定されてゐますね。だから、そういう点で市町村長の独断による弊害を防ぐとしておることはわかりますけれども、今日の新しい民主的な選挙の場においては、これはどうもいささか時代逆行の趣きなしとしないのであります。特に市町村長といふものは、今日選挙されてゐますけれども、かなり政治的な色彩も市町村長の中にもある場合がありまして、そういう人たちが一方的な推薦をして来た場合に、必ずしもその地区の一般住民の利益に沿うような推薦でない形で推薦されるということとは十分あり得ると思ふのです。そういうことに対する考慮といふものはどういう形で払われ得るか、そういう市町村長の独断、場合によれば政治的な独断といったものをどういふ形に置いて阻止することができるか、そういう考慮はいかにして払われるか、その説明を少ししていただきたい。

○説明員(關盛吉雄君) ただいまの御質問は、いづれも選挙を通じて表われたい場合の理事者並びにその理事者が推薦いたします者のうちから議院が選挙をいたしまして選任されるのでありますからして、従いまして、すべてそのような人事は人事を行う人々の良識に待つのが最終的なきめ手だろうと思つております。しかしながら、法律の考え方としてねらつております点

は、要するに水防事務の公共的な利害の調整という、しかも今回の改正によりまして行なつておりますことは、水防管理団体の組織法の部分に關係するところでありまして、従来の熱意と経験のある人も考え、またさらに一般の市町村が一部事務組合の得失から見て議院が選挙人も考え、しかも市町村長の推薦者のうちから選ぶのでありますので、議会の選択権をこゝで認めておるわけでございますから、いづれも最終的なきめ手はこれらの間において選挙人、選ばれる人の良識に待つておるべき最後のきめ手だろうと思つております。

○坂本昭君 その、良識に待つ、といふ言葉はなかなかけつこいな言葉ですけれども、やはり推薦された候補者とこのことは、私は非常に大きな影響力を持つてゐるのです。特にその理由として、たびたび推薦された者も学識経験があり、熱意がある、この二つの言葉で解釈しておられますけれども、實際言つて、地区住民で水防上の利害に關係を持つてゐる人たちにとつて、むしろ水防に熱意がないといふ言葉は少し語弊があるかもしれないと、熱意があるないでこの判定をするといふことは、本人にそれだけの正しい、その地区住民の利益の代表者でないけれども、市長や村長が一方的に熱意があるといふふうな判断をすれば推薦され得るわけになります。そうしてそういう人が、なるほど今の説明によれば、良識をもつて選挙すれば市町村長の独断によつて推薦された者といへども、不適当な場合には良識によつて排除されるというふうな結果にはなるかもしれないと、一応市町村長が推薦する

といふことによつて、やはりこの選挙の場合に大きな現実の力になるといふことは争えないと思ふのです。特にこういうふうな、市町村長の推薦した候補者といふような規定を新しく入れたらたといふことは、私はきわめて危険があり、監督官庁であるところのあなた方としても、もっと明確にこれは説明していただく必要があると思ふのです。たとえはこの間の委員会でも、あまり政治的な意見を言つと、少し耳ざわりだといふことで御批判を受けましたけれども、たとえごく少数の反対党の人々が、その土地におるとしても、その人の立場がきわめて特殊な地域の代表者であるとしても、やはりその人は水防上大事な発言権を持つ。ところが、そういう人々たちを市町村長が全部排除してしまつた場合には、この議員になり得ない場合も起り得ると思ふ。そういうことに対して、たとえば特定の政党に限らない、あるいはまた積極的な言葉でいえば市町村長の反対党の人々も、市町村長としては推薦する必要があるので、その程度まで明確な考えをもつてこの実施を皆さんとしては監督されるかどうか、それについての御意見も承つておきたい。

○政府委員(山本三郎君) ただいまのお話のような点も、私もといたしましてはお話によりまして懸念される場合も想定されるわけでございますが、ただ私どもこのことを立案した趣旨は、先ほどから局長が申し上げましたように、水防の公共性とそれから利害が相反するようないふ場合がござりますので、それを高い立場から一つ判定するような方々がおられるのも、一つの大きな立場から解決する方法ではないかとい

う点から立案しておるわけでございまして、ただいまの御心配につきまして、私どもといたしましては指導によりまして、ただいまのお話のように、政党というものは申し上げられないのでございまして、また水防というものは非常に人命、財産等に影響する問題でございまして、この運営がせつかつく水防組合を作ってもかえってまずかつたというようなことになつてはいけないのでありますので、そういう点は十分考慮いたしまして指導はしていきたいというふうに考えております。

○田中一君 関連して聞きますが、熱意がある者の認定は、どういう形でするかということが一つと、それからもう一つは、こういう法令はほかにもどういう法律にあつたかということをお願いしたいと思います。

○説明員(關盛吉雄君) これは熱意のある者——熱意の認定はどうするかという問題は、これはその衝に當る人が当該候補者の経歴とか、あるいはまたその判断あるいは人格、いろいろなものを総合的に考えまして判断せられることと思ひますが、熱意という表現を用いておられます他の法令の例といたしましては、民生委員法第六條に「民生委員推薦者が、民生委員を推薦するに當つては、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の事情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法の児童委員としても、適当である者について、これを行ななければならぬ」と、こういうふうな例も実はあるのでございます。

○田中一君 現在のまゝ社会といふすか、しいていかな言葉でいえば、保守政権下における社会情勢といふものは、このような熱意があるとかないとかいう人間の区別までしなければならぬ。少くとも社会生活をする人間が社会生活そのものに對して、熱意があることは、あつちやならないことと思ひます。では反問するけれども、熱意がない、これらの者に熱意がない者といふのをどういう形で次長は説明をいたしますか、熱意がない者——熱意がある者はわかつた。熱意のない者といふ人格はどういうものを社会通念上あなたが理解するのと同じかと思ひます。

○説明員(關盛吉雄君) 熱意のある者を選ぶというところでこの法律案ができておるわけでございますが、熱意がない者は一体どういふ内容のものであるか、こういうことになりましたが、これは仮定の問題でございまして、現実問題といたしましては、それぞれ熱意のある者がたくさんおられる場合の比較の問題だろと思ひます。

○田中一君 一番簡単なあなたの答弁が、これで推薦された者以外の者は熱意がないと一応見られるということではないかと思ひますが、これじやまだ問題が残るのです。全部熱意がある者だ、全部百人が百人熱意がある者であつて、そのうちの特定なる何人かを候補者として推薦するのだということなんでしようね。

○説明員(關盛吉雄君) ただいまの説の通りでございます。

○田中一君 しかば、なぜ熱意があるものと書くのですか。(笑聲) そうじやないものを、なぜ熱意があるものと書くのです。熱意があるものとここで書くという理由にならないのです。これが民生委員法に例があるとおつちやつたけれども、今ここで時間があるれば、これは厚生省ですか、所管は、民生委員の……

○説明員(關盛吉雄君) 厚生省です。○田中一君 厚生省のこの法律を作つた人を一つお呼び願ひたいと思ひます。これは非常に国民の、われわれと同僚の同胞の価値を法文の上でもってはっきりきめるなんというところは越権です。特定なる行為をするためにということにむろん限定されるのでしようけれども、であるならば、熱意がない者の定義といふものを、その人格の定義といふものを御説明願ひなすべしと思ひます。ただ言葉のいたずらに悩めるのです。私が考えておりますのは、その市町村長といふものは、だれでも自分の理解しやすいものを、自分の側近の者あるいは自分の客観的情勢なり主観的な特定なる者を選ぶことがこれは普通常識なんですね。主観で、熱意があるという客観状態といふものと、この人を選ぶといつて選ばれた人は、推薦された者は、これは熱意のある者というレッテルが張られるわけなんです。こういうことは法令としてどうかと思ひます。時間があつたので、委員長、呼んでいただきたいと思ひます。こういう工合に人間の価値といふものを一市町村長の独断で主観で定められる形のはあつちやならぬと思ひます。

そこで、先ほども坂本委員が質問したのにも関連してくるのですが、推薦権を持つていふところの市町村長がだれを選ぶかということになりますと、やはり、もしその方が政党に属しておるならば、自分の政党の派から多く出さざるを得ない、これは人間感情です。これがそういうことがなくて、みんな被選挙権者は同じであるといふことの建前から、学識経験といふ言葉は、これは常識的に使われている言葉でありますから、あらゆる場合に公正なる者をという場合には学識経験者といふ表現をしておりますから、これは認めてもよろしいが、意欲の問題までも法律で、これで成文化しようといふことの危険さを感じるのです。空文ではなからうかといふと危険さを感じるわけなんです。まあ次長が作られたかどうか、ほかの人か知らぬけれども、こういう言葉が民生委員法にあるからそれを引用したのだらうと思ひます、その精神といふものを……。しかし、実際に、民生委員の場合には、自分の生命をかける必要もないからぬ、また、他に直接その行為によつて、判断によつて、生命財産に危険を及ぼすものはないからぬけれども、水防事業などといふものに對しては、相当な大きな問題が残るのです。間違つた判断で間違つた手段方法をとれば、財産はおろか、命をも失ふようなことになり得るのです。それがやはり、市町村長といふ特定なる者だけの推薦によつてその被選挙権といふものを持たれる候補者であるといふことは、これは危険ではないかと考えるわけなんです。そこで、今坂本委員が言つておられるように、その部落、その区域の円満な運営をするには、私は、熱意がない者こそ、推

薦して大いにがんばらすことの方が必要ではないかとさへ極言したくなるのです。適当な局長の通牒その他をもつてそれらの心配をなくするということをお願いしていただきたいと思います。この点については、もう少し明確な措置をとるようになしていただきた。これは結局空文化されるのです。何といつても、法律にこう書いてあるから、その市町村長が推薦すれば、これは熱意がある者といふふうなレッテルを張られる。そうでない者は熱意がない者になるのです。現実においてどういふ運営をするか、また、市町村長の権限になるわけですから、この点については、市町村長の主観のみに頼らないで、どういふ適格者を推薦し得るかということに對するもう一歩突進んだ明快な御答弁がほしいのです。

○政府委員(山本三郎君) お話のこゝろ、水防は、その水防団を構成するメンバーが全部熱意をそそえて、円満に熱意をもつて水防をやつてもらふねと目的は達せられないわけでございます。今お話のように、市町村長が議決機関の議員を推薦するに當りまして、自分の個人の立場だけを考へてやるといふようなことがあつては、その目的は達せられないわけでございます。私どもといたしましては、この法律の施行に當りましては、市町村長にいろいろ指示を与へまして、そういうことのないように具体的に指示をいたしたいといふふうに考へております。

○田中一君 これは、政府あるいは与党の政治的な圧力は全然立案の過程においてございませうか。

○政府委員(山本三郎君) そういうふうな政治的な問題は全然ございませぬ。

○田中一君 もつとも、五つ六つの市

ひ運管を間違ひますと、かえつて大き

それからもう一つ、重ねて伺うの

第十二部 建設委員會會議錄第八

○説明員（關盛吉雄君）　ただいまの、

でございます。これはまことに「もつ

昭和三十三年一月二十八日「参議院」

○田中一君 おそらく いわゆる糞贅

ばれた議員の数が半分に減らされた

100

○説明員（關盛吉雄君） この法律案の

に、近江の押導を求めたいと思つてお

に、なんですか。これはどうして。今日ま

100

とでございます。これは、現在も市町

しておりますから、水防事務組合がで

○田中一君　そうしますと、現行法の

100

○田中一君 最後に、一番問題のあるところですが、受益の割合、これがいかなる基準によって持たせようとするのか。これは単に議会の員数の決定だけでありますと、一応半数だけではその区域から利害関係者が出て参りますからいいとしても、あとの半数というものがやはり通常選挙によりまして、人口の比率その他でもって、割合に大きな市町村から多く選出されるのではないかと。あるいはその区域の防護施設の延長の割合というだけで同じような比率が出てくるか、あるいは縦に町が延びておきますと、人口は相当多いけれども、防護施設の延長の割合では算定の不的確な場合もあり得ると思うのです。従って、その負担の割合というものです。一応の考え方もおそれく政府は持つておられるのです。それはどういふ基準を示して、そうして指導するかという点について案をお持ちならばお示しを願いたい。

○説明員(關盛吉雄君) ただいま御質問の点は、第三條の四の第二項の点でございますが、この点は現在の地方自治法の一部事務組合の規約に掲げる事項の部分の区域の経費の支弁の方法にも関係する部分でございますが、それと同時に、議員の数にも関係しておる部分でございます。それで、これはいづれも組合の規約にまかせておるわけでございます。組合規約で定めましかつ場合の一つの規程をここで列挙した、こういうふうな御理解願いたいのでございます。

それではこの市町村事務組合の行方事業の受益の割合とは何をもって測定するかということでございますが、これは一つの方法といたしまして、組合

の關係の固定資産の割合であるとか、あるいは人口というふうなもの、一つの受益の基準になるかと考えております。また防護すべき施設の延長と申しますのが、堤防とか、あるいは護岸の施設の延長というふうなもの、一つの考慮すべき要件だと思つておりますが、これはもとより古い慣習がありますれば、各事務組合の慣習を基準にいたしましてこの選挙される議員の数をきめるのでございまして、今、御質問がございしました点につきまして、そのような程度に考えております。

○田中一君 次は、事務組合の区域と申すものをやはり地元の意思に、話し合ひにまかしてその区域を定めるという形をとるか、あるいは一定の高い所から見て、過去のいろいろな体験、実績その他から都道府県知事なら都道府県知事が、この事務組合に対してはこの区域が妥当であるというふうな一つの意思で、監督官庁としての意思が持たれて事務組合が成立するかどうか、ただ任意にまかしてやるような形に行こうとするのか、あるいは何かの案をもつて立案するののか、干渉するののか、そういう点はどういうことに考えておりますか。

○説明員(川村満雄君) 水利根川の例をとりますと、利根川ですと、たとえば右岸が切れますと、非常に広範囲に水害の区域が及ぶわけでございしますけれども、それを利根川の右岸の全部事務組合ということになりまして、出動するの非常に時間がかかりまして、出動しない状態でございます。

○田中一君 第二十六條のこの改正の要点は、事務組合になると、その団体の区域が広まるから、二十名を二十五名に改めるといふ考え方なんです。これは指定水防管理団体におきまして、諮問機関として置くわけでございしますが、最近市町村の合併によりまして、市町村の管理団体にいたしましたとしても、非常に区域が広がったという場合も考えられますし、また事務組合が、先ほど申し上げましたように、二百くらいは考えられるというふうなことになるかと。そういふふうな規模の大きい団体が多くなるわけでございまして、この人数も一つふやしてもいいかという意見が非常に強まらざるを得ないという点からいふに改正したいと考えておられるわけでありまして。

○説明員(國宗正義君) 水害予防組合は、組合の区域内における土地、家屋を持つ人が経費を負担することになっておりますから、本質上は各個人に割り当てるべきものでございしますが、長年の運用でもって、市区町村ごとにこれを分けておられるのでございします。その際の基準といたしまして、これは、今、次長が御説明申し上げましたようなものにおおむね近いわけでありまして、受益の割合と申しますのは、堤防が決壊したした場合における財産の状況、それから人口にもこれはまさに比例するところでございます。防護すべき延長の施設の、郡部におきましては、特にこれは人口割よりも防護すべき堤防等の施設が多いという場合には、やはり防護すべき施設に応じて費用を分けておりまして、固定資産のみで割り当てるといふ方法をとっておりませんが、防護すべき堤防延長のみをもってその市町村に割り当てるといふ

こともしないので、おおむねその両者を勘案しましたものの値で定めておるようでございます。

○田中一君 水利根川の例をとりますと、利根川ですと、たとえば右岸が切れますと、非常に広範囲に水害の区域が及ぶわけでございしますけれども、それを利根川の右岸の全部事務組合ということになりまして、出動するの非常に時間がかかりまして、出動しない状態でございます。

○田中一君 第二十六條のこの改正の要点は、事務組合になると、その団体の区域が広まるから、二十名を二十五名に改めるといふ考え方なんです。これは指定水防管理団体におきまして、諮問機関として置くわけでございしますが、最近市町村の合併によりまして、市町村の管理団体にいたしましたとしても、非常に区域が広がったという場合も考えられますし、また事務組合が、先ほど申し上げましたように、二百くらいは考えられるというふうなことになるかと。そういふふうな規模の大きい団体が多くなるわけでございまして、この人数も一つふやしてもいいかという意見が非常に強まらざるを得ないという点からいふに改正したいと考えておられるわけでありまして。

○説明員(關盛吉雄君) ただいま御質問の点は、第三條の四の第二項の点でございますが、この点は現在の地方自治法の一部事務組合の規約に掲げる事項の部分の区域の経費の支弁の方法にも関係する部分でございますが、それと同時に、議員の数にも関係しておる部分でございます。それで、これはいづれも組合の規約にまかせておるわけでございます。組合規約で定めましかつ場合の一つの規程をここで列挙した、こういうふうな御理解願いたいのでございます。

○田中一君 水利根川の例をとりますと、利根川ですと、たとえば右岸が切れますと、非常に広範囲に水害の区域が及ぶわけでございしますけれども、それを利根川の右岸の全部事務組合ということになりまして、出動するの非常に時間がかかりまして、出動しない状態でございます。

○田中一君 第二十六條のこの改正の要点は、事務組合になると、その団体の区域が広まるから、二十名を二十五名に改めるといふ考え方なんです。これは指定水防管理団体におきまして、諮問機関として置くわけでございしますが、最近市町村の合併によりまして、市町村の管理団体にいたしましたとしても、非常に区域が広がったという場合も考えられますし、また事務組合が、先ほど申し上げましたように、二百くらいは考えられるというふうなことになるかと。そういふふうな規模の大きい団体が多くなるわけでございまして、この人数も一つふやしてもいいかという意見が非常に強まらざるを得ないという点からいふに改正したいと考えておられるわけでありまして。

○田中一君 水利根川の例をとりますと、利根川ですと、たとえば右岸が切れますと、非常に広範囲に水害の区域が及ぶわけでございしますけれども、それを利根川の右岸の全部事務組合ということになりまして、出動するの非常に時間がかかりまして、出動しない状態でございます。

○田中一君 水利根川の例をとりますと、利根川ですと、たとえば右岸が切れますと、非常に広範囲に水害の区域が及ぶわけでございしますけれども、それを利根川の右岸の全部事務組合ということになりまして、出動するの非常に時間がかかりまして、出動しない状態でございます。

○田中一君 水利根川の例をとりますと、利根川ですと、たとえば右岸が切れますと、非常に広範囲に水害の区域が及ぶわけでございしますけれども、それを利根川の右岸の全部事務組合ということになりまして、出動するの非常に時間がかかりまして、出動しない状態でございます。

○田中一君 水利根川の例をとりますと、利根川ですと、たとえば右岸が切れますと、非常に広範囲に水害の区域が及ぶわけでございしますけれども、それを利根川の右岸の全部事務組合ということになりまして、出動するの非常に時間がかかりまして、出動しない状態でございます。

○田中一君 水利根川の例をとりますと、利根川ですと、たとえば右岸が切れますと、非常に広範囲に水害の区域が及ぶわけでございしますけれども、それを利根川の右岸の全部事務組合ということになりまして、出動するの非常に時間がかかりまして、出動しない状態でございます。

十名にしたっていいじゃないかということになるんですが、五名ふやしたという理由、根拠です、町村合併したならば減ったっていいじゃないですか。

○政府委員(山本三郎君) これは市町村にも置くわけでございまして、市町村が自分だけで置く場合もございまして、事務組合にも置く場合が多いわけ

でございまして、その場合には今おっしゃることと反対でございまして、区域が広くなると、やはり区域が広くなっただけ、それに意見を申し出る人間が多くなるとくるわけだ、といまして、そういう点からふやしたいということでございます。

○委員(長竹下豊次君) ほかに御質疑ございせんか。

○中野文門君 他の方の御質問で大体了解をしたんですが、この三条の四の水防事務組合の議員は、いわゆる兼職禁止には該当しないと思ひますが、その点いかがでございますか。そういうことに相なりますと極端に言えば、選挙すべき当該市町村の議会の議員が、その議会の議員を選挙することでもできようと思ひますが、その点はどんなものでございましょうか、一つお尋ねをいたします。

○説明員(川村清雄君) お尋ねの点は、この事務組合が、自治法にいう一部事務組合でございまして、同法の二百八十七条第三項の規定によりまして兼職を一般に許されておることになっております。すなわち、当該地方公共団体の組合の議員の議員というものは、その管理者その他の職員は一般に他の議会の議員の兼職もできますし、公共団体の長は他の議会の議員との兼

職を許されており、そしてそれらを用する場合においても許されておる。すなわち、一般に禁止されておる兼職をこの場合におきましては組合を組織する公共団体の議員の議員と、もとの市町村の議会の議員の兼職を法律で許されておる場合でございまして。

○中野文門君 そこでお尋ねをいたしますが、結局これは組合規約で定めるところによるということになっておりますので、たとえばその定め方によつては、当該市町村の長が推薦した者を全然推薦のできないようなきめ方もできると承知してよろしゅうございませうか。その点をたゞします。

これは第三条の四を拝見をいたしました、その議員の選挙方法は原則として「関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で」云々ということになっております。さらに後段において「当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる」と、こう書いてあるからして、選挙しなくてもよいというふうなこの文章を読むと判断されるのです。従つて、当該組合の規約で定めれば、市町村長の推薦を全然排除する規約を定め得るかどうかということをお尋ねするのです。

○説明員(關盛吉雄君) 三条の四の条項の意味でございまして、効力でございますが、これは要するに事務組合の規約で定めるところの準則を規定いたしましたのでございまして。従つて、ただいまの御質問のような場合がもしありたいましたしても、それは不適當ではあるけれども違法ではない。こういうふうにして申し上げることが適當かと思つて

おります。

○中野文門君 不適當というのがおかしいのです。これは、それぞれの組合の規約を定めるときの意思であつて、ただこれは、準則として当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができるということを書いてあるもので、不適當ということであれば、もう選挙すべしということに文章をおきかえられるのではないかと思ひますが、選挙してもよし、せぬでもよし、いわゆる市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。その反面の意見としては選挙しなくてもよい。望ましいという意味であらうと思ひますが、結局それは何ですか、組合規約でそういう市町村長の推薦云々の事柄がなければ、なくてもそれはそれで通るといふことでございますか。

○説明員(關盛吉雄君) 要するに三条の四の本文のところは、いわゆる選挙せられるところの議会の議員の資格がこういふ人であつてほしいということ規定いたしましたわけでございます。ただし書きのところは、市町村長の推薦するところの議会の議員を選べる場合の例をしばつてあるものでございまして。水上上の特別の利害を調整する必要があるという場合における状況のものに於いては、市町村長の推薦した者のうちから選挙せられる議員が出るというところを規定いたしましたので、選挙することができ、こういふしたのてに不適當と申しましたのが不適當かもしれませんが、要するにこういふ場合においてはそういう道をとり得るといふふうにして上げた方が正確かと思ひます。

○中野文門君 かりにその場合、関係市町村からの議会が選挙する議員の数が、二十名とした場合に、市町村長が推薦した者の中から選ぶ数はその二分の一、いわゆる十名をこえてはならぬというところになっておるようでございますが、かりにその場合、市町村が二十名の定員で十名を推薦した場合、あ

るいはかりに十名しか自分の持ち分はないのだけれども、十五名なら十五名を推薦して、その中から十名採るといふ場合もありましようが、結局のところとして市町村長が推薦した者の中からやはり選挙するのですから、二十名の半数の十名を推薦して、その十名の中で半分適任と思つて当該議会がこれを選挙して、半分を選挙せぬということもあり得ると思ひますが、さういふ解釈でよろしゅうございませうか。推薦した者をそのままを選挙せんならぬという義務はないようにこの条文で見るとすがね。そういう点どうでしよう。これは大事な点と思ひますか。

○説明員(國宗正義君) おつしやる通り、推薦した者をたゞ定数一ぱいであつても、その半数だけ選挙することは可能でございます。

○中野文門君 極端にいうと、組合規約の中の条文にもよりましようけれども、推薦した者の中から選挙してもよいということでありまして、当該議員数の半数をかりに市町村長が推薦して、その全部をその選挙する議会が落した場合認めぬ場合もあり得てよろしゅうございませう。

○説明員(國宗正義君) 今お示しのよるな例はきわめてまれな例と思ひますが、そういうこともできる建前になつております。

○中野文門君 わかりました。

○委員(長竹下豊次君) 私簡単に御尋ねしたいのですが、実質的なお尋ねでありますので、条文の形式について十分わかりませんので、お尋ねをしたと思ひます。

第三条です。市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。と、市町村の責任をはっきり書いてある。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。これもわかるのです。ただ、形としてですね、水防事務組合が水防を行う区域と水害予防組合の区域については市町村は責任を負わないということとははっきりしませんが、その場合にそれが責任を負うのかということはこの条文でははっきりしない。前の条文の2で「この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。」と管理者の定義は下してあるのです。常識的にさうさうと読んでみるという、市町村が責任を負わない場合には水防事務組合なり、あるいは水害予防組合が責任を負うのだ、こういうふうな思ひがたは、けれども、条文の形としてこれでは整わないのだという感じを持つのであります。そこで、どこか本法のいづれの部分にかその責任をはっきりした条文があるのですか。

○説明員(關盛吉雄君) ただいまの御懸念でございまして、水害予防組合の問題につきましては、これは本法で規定するまでもなく、水害予防組合法において、水害予防組合が水防を十分に

果すことを目的として設立するものであることを規定いたしておりますので、それで本法では重ねてそれを明記することを避けたのでございませう。

○委員(竹下重次君) 本法の方には市町村が責任を負うという条文はないのです。今、現在の法律では……

○説明員(關盛吉君) その通りでございます。

○委員(竹下重次君) それではわかりました。
御報告いたします。水防法の一部を改正する法律案は、ただいま衆議院から本院に送付されまして、本委員会に本付託となりました。

ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員(竹下重次君) 速記を始め。

○田中一君 建設大臣にお伺いします。が、実は御承知のように、われわれ委員会が一昨年度に、新潟港の問題並びに下流部の建設省の所管の区域の問題について視察に参つたのですが、これは大臣就任される前だったと思ひますが、運輸省の方ではあの信濃川の河川区域を背割をしよう、そして河口兩岸並びにその日本海側の方の地盤沈下、決壊等を守ろうという考え方を持っておられるわけなんです。そこで一面少し市街を離れた所に開屋分水という考え方があつたわけですね。これは大臣よく御存じでしょう。開屋分水案というものを県が推進しているわけなんです。ところが、運輸省の方では背割をもつてやうていこうという考え方を持っておる。なるほど開屋分水になりますと、これは建設省所管の大事業になる。そしてこれは約四、五十億かかるんだということを言つておりま

す。それから背割ですと、二十四、五億、半分ぐらゐでできるんだと言つておりますけれども、アジアにおける新潟港、国際的な新潟港の役目というものは決してそれを背割にして相当な船舶がUターンもできないようなことになつてしまふと、大臣としては視察もなさつたでしょうから新潟港の将来に對してどういふ考え方を持っておるか。同時に、現在の地盤沈下、あるいは決壊等の現象から見て信濃川の河口部分の解決案というものをどのように持っておるかという点を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) 新潟港が現在でもいづゆる日本海方面におきましては最も重要な港を占めておるものであります。それにもかからず現在必ずしも十全ではない、むしろ御指摘のようにならぬ問題と下流の開係上かなりこれが現在問題になつておるのであります。私も就任直後に現地を視察いたしました結果、地盤沈下並びに総合的な施策をするためには建設省だけではこれはいけなかつたと思ひます。運輸大臣並びに農林関係もありますので農林大臣に、私が視察した結果を連絡いたし、引き続き事務当局が相連合して調査の上施策を進むべきであるということを閣議に報告しました。その一応の措置をとつたのでございませう。

ところで、分水の問題については、これは地元においてもいろいろ議論がございまして、まだはっきりした見通しがついておりません。われわれの方としても現在研究中であります。が、この三省間の意見の統一をして後

これは本格的にやらなければならぬと思つて現在関係省と慎重に協議中でございませう。

○田中一君 ただ問題は、市が中心となつて考へておつたところの考え方、背割の問題を考へているようなんです。それから農林省並びに建設省の治水関係から見た場合には、その論議から見ても開屋分水に対する否定の態度はとつておられないように見える。

そこで、地元にも二つの審議会みたいなものがあるように聞いておるので、こういうものはやはり統合して地元の意思を、あなたの方では統合できないでしようが、もう少し大きな見地から調整しなければならぬと思ひますが、現にどういふことか——原因は究明されておらないといひますけれども、究明というものは、原因がはっきりして結論が出ておらないといひますけれども、何らかの方法をとらないと、これはいけないと思ひます。ことに明年を控えております知事選挙等にも関係がございまして、いたづらに反対だ賛成だといふようなことがございませうので、国土を守る建設大臣としてはこの際もう少し総合的な調整をするような機関でも作つた方がよいのではないかと。同時にまた、港湾地区に對しましては運輸省がやっておりますが、開屋分水並びにその他については、それは一つ建設省の方でもって主導的に調査をするというような心がまえはございませうか。

○國務大臣(根本龍太郎君) ただいま田中さんから示されたように、私も実は現地に参りました際に、まず第一に地元の意見が非常に對立している状況では非常にやりにくい、そこで知事並びに市当局関係者が集まつておりましたので、この際にまず地元において新潟港の総合的な開発というか、整備という観点と、それからもう一つは農業関係、それから港湾関係、これらのものを調整する措置を講じてほしい、これに對して、必要とあれば中央においても連絡協議会を事実上作つてこれは措置したい、こういうふうな趣意をいたしておるわけでありませう。新潟知事は私に對しまして、そういう要請であるならば、十分に考慮するといふことになつておりますが、まだ具体的な措置がきまつてないようであります。

その次に、第二番目に御指摘になりました分水問題を積極的に推進する意図ないかあるかといふことであります。が、われわれの方といたしましては、治水の関係からしてこれは現在も十分な関心を持って研究いたしております。ただし、この問題は御指摘のようには港湾との関係がございまして、建設省だけでこれを推進し得ない所管の問題がございまして、この点について先ほど申し上げましたように、三省連絡のこれは共同的な調査並びに施策の総合化をしなければならぬと思ひます。現在もお事務当局同士の折衝を続けさせておる、こういう現状であります。

○委員(竹下重次君) ほかに御発言もございませうですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませうか。
【異議なしと稱する者あり】
○委員(竹下重次君) 異議なしと認めます。
それでは、これより討論に入ります。

す。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○坂本昭君 私は、本日提案されました水防法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党を代表いたします。賛成討論をいたします。

御承知の通り、近年の異常天候に災いせられまして、水防活動の強化の必要がいよいよその重大性を認められて参りました。従ひまして、今回水防法の一部を改正してこれが強化をはかりましたことは時宜を得た措置であると考えます。特に水防事務の公共性に基いて、市町村の水防責任を明確にし、多数市町村にわたる水害予防の事務的総合的統一のために水防事務組合の結成を行はしめ、かつ水防事務組合の議会の議員の選挙を改めたことにつきましては、水防事務の合理化、能率の迅速化の目的において賛成をいたすものであります。しかしながら、改正法の実施に当り、厳重に注意をしておきたい点があります。それは、議員選挙の簡素化に名をかつて非民主的な措置をしないこととあります。特に市町村長の推薦する候補者をあげるに当りましては、地区住民の利害を正確に代表する者を民主的に推薦し、いやくも当該市町村長の独善にわたらぬよう、法実施に當りて厳重なる措置と監督とを希望いたします。賛成討論をいたすものであります。

○委員(竹下重次君) ほかに御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませうか。
【異議なしと稱する者あり】
○委員(竹下重次君) 異議なしと認めます。

それでは、これより採決に入ります。
水防法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案の通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（竹下豐次君） 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手續につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（竹下豐次君） 異議なしと認めます。よってさように決定いたします。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

石井 桂 稲浦 鹿藏
西田 信一 田中 一
中野 文門 内村 清次
坂本 昭 戸叶 武
村上 義一

○委員長（竹下豐次君） 本日は、これで散会いたします。

午後三時三十八分散会

二月二十七日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第六條第三項の規定に基づき、別紙公営住宅建設三箇年計画について、承認を求める。

公営住宅建設三箇年計画

昭和三十三年度から昭和三十五年度までの公営住宅建設三箇年計画を次の通り定める。

一、公営住宅一五七、〇〇〇戸を建設する。

二、一の内訳は、おおむね次の通りとする。

第一種公営住宅

六七、〇〇〇戸

第二種公営住宅

九〇、〇〇〇戸

三、公営住宅の建設にあわせて共同施設を必要に応じて建設する。

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、水防法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は一月三十日）

昭和三十三年三月五日印刷

昭和三十三年三月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局